

生存権裁判「コピペ」か

3地裁判決文酷似誤字も同じ

国が生活保護費の基準額を引き下げたのは生存権を保障する憲法25条などに違反するとして、利用者が各地で起している集団訴訟の判決文で、福岡と京都、金沢各地裁の文章に酷似している箇所があることが16日、原告側弁護団への取材で分

かりました。文章には同じ誤字も含まれており、弁護団は先行して出された判決文をパソコン上でコピーし、貼り付け（ペーパースト）する「コピペ」で作成された疑いがあると指摘しています。

判決文では、テレビやパソコンについて「生活扶助により支出することが想定されない非生活扶助相当品目（医療費、NHK受診料等）とは明らかに性質を異にする」というべきである」と書及していました。「NHK受信料」と書へべきこと

るを誤記したとみられますが、9月の京都地裁判決、11月の金沢地裁判決でも「受診料」と記していました。誤記を含む文章全体も字句や語尾は若干異なっているものの、構成はほぼ同じでした。

三つの判決文には他にも同様に酷似した箇所があるといえます。判決はいずれも原告の訴えを退けました。各地の訴訟を支援する団体の事務局長、小久保哲郎弁護士は「棄却という結論ありきの判決つまり食いだ。裁判官には真面目に自分の頭で考えていたたたきたい」と批判。大阪訴訟弁護団の和田信也事務局長も「偶然にしては出来過ぎだ。オリジナ

ルデータのようなものがあり、コピペで使っているのではないかと指摘しました。京都地裁は「個別の裁判の内容については回答できない」、金沢地裁は「個別事件における判決内容に関することであるため回答できない」としていません。最高裁は「最高裁として調査することは考えていない」とコメントしました。